

〔論 文〕

文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察

——観光立村である沖縄県恩納村を事例として——

和 泉 大 樹

I はじめに

近年、我が国において、「有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源の観覧，文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光」¹⁾と定義される「文化観光」が政策的に進められようとしている。この「文化観光」を推進するために、文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画（拠点計画）や文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画（地域計画）を作成、認定を受けて事業を展開することが措置されている²⁾。なお、このような政策的潮流を待たずとも、その地の文化へのまなざしを持した観光振興については、各地で展開されているところである。そして、この「文化観光」には、自治体においては、ミュージアムも含めた文化財担当部署が関わりを持つことが想定される。

しかしながら、観光振興というコンテキストにおける文化財やミュージアムの活用には、経済振興への偏重、稼げる・稼げないという誤った価値観の構築、地域や教育へのまなざしの消失、本来的価値の軽視、適切な保護へのリスクなどの点から慎重な意見が見られるところであり、ミュージアムも含めた文化財担当部署が慎重姿勢となることにも首肯できる。一方で、文化財やミュージアムの活用が観光振興に有効に機能することに全く異論はないし、進めるべきだとも考えている。

自身のこのような意識から、本稿は、どのよ

うなアクションが有効であるのかなどの実践的内容への考察ではなく、その前夜、自治体が「文化観光」などを進めるにあたって、ミュージアムも含めた文化財担当部署にどのような役割が期待されているのか、どのような意識が必要なのかなどについての一側面を整理することを目的としてとりまとめた³⁾。

本稿では、沖縄県恩納村のそれを事例として取り上げる。沖縄県は、観光業を含む第3次産業の割合が約85%を占める我が国でも屈指の観光立県であり⁴⁾、他府県に比して、各自治体の観光振興への意識は比較的高いと考えられる。その中であって、眼前にサンゴ礁の美しい海岸線が広がる恩納村は、多くのビーチや大型のリゾートホテルが建つ、沖縄県を代表するリゾートエリアである。ここでは、観光振興を意識しながら文化財行政が展開されていることが想定され、本稿の目的を達成するために適する事例であると考えたからである⁵⁾。

以下、観光立村である恩納村における文化財保護行政業務と恩納村博物館の業務展開、担当職員へのヒアリング調査などを踏まえて、『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』や『恩納村第3次観光振興計画』などの、地域づくりや観光振興に関する計画に着目しながら、ミュージアムも含めた文化財担当部署にどのような役割が期待されているのか、また、どのような意識が必要なのかなどについて整理し、文化観光などを進めるにあたって考えるべき一側面について触れてみたい。

II 恩納村の概要

(1) 恩納村の概要

恩納村は、沖縄本島の中央部、西海岸に位置し、名護市、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村と隣接する。恩納村は、南北に27.4km、東西に4.0kmと細長い形状を呈する地域で、面積は50.83km²である。村の西側は、東シナ海に面し、東側は恩納岳を中心とした丘陵が広がりを見せる。人口は、11,096人(2020年5月末現在)を数える⁶⁾。

亜熱帯性気候にあり、沖縄海岸国定公園の指定を受けるサンゴ礁の美しい海岸線、ビーチ、著名なダイビングスポット、絶景ポイントなどを有する恩納村には、リゾートホテルも多く建ち並び、年間を通じて多くの観光者が訪問する沖縄県を代表するリゾートエリアである。

(2) 恩納村の歴史的環境

ここでは、恩納村の歴史的環境について、主なものを取り上げて記述する⁷⁾。

縄文時代に相当する時期の遺跡として、仲泊遺跡や伊武部貝塚などがある。仲泊遺跡は、仲泊第一洞、仲泊第二貝塚、仲泊第三貝塚、仲泊第四貝塚、仲泊第五貝塚、比屋根坂石畳道から構成される複合遺跡で、縄文時代後期～晩期を中心として形成された。また、沖縄県内において、初めて縄文時代に相当する住居跡や貝塚などが検出された遺跡で、その重要性などから、保存運動の展開につながったことでも知られている。昭和50年(1975)4月7日付けで国史跡の指定を受けている。なお、比屋根坂石畳道は、琉球王国時代(1429～1879)につくられた首里を起点とする7本の主要道の1つである国頭方西海道の一部であり、現存する部分は関連文化財の1つとして平成16年(2004)9月30日付けで国史跡の指定を受けている。

弥生時代から古墳時代に相当する時期の遺跡として、村の北端部に位置する伊武部貝塚、南部に位置する塩屋貝塚や久良波貝塚などがある。

グスク時代の所産として、護佐丸の居城である山田城跡がある。平成20年(2008)4月1日付けで国史跡の指定を受けている。

また、琉球王の尚敬(1700～1751)が「万人座せしむるに足る」と称賛したこと由来すると伝わる沖縄県を代表する名勝地である万座毛、万座毛石灰岩植物群落は、昭和47年(1972)5月12日付けで、各々、沖縄県指定の名勝、天然記念物の指定を受けている。

その他、恩納村指定文化財として、真栄田の一里塚(史跡)、唐人墓の墓碑(歴史資料)、浜崎御嶽(民俗・有形)、カンジャガー(民俗・有形)、ウドゥイガマ(民俗・有形)、王文治詩文(書跡)、除葆光詩文(書跡)、恩納村の印部石(有形文化財・歴史資料)、国頭郡恩納間切各村全図及び字図等(有形文化財・歴史資料)、南恩納の龕(民俗・有形)などがある。

III 文化財保護行政と恩納村博物館の業務展開

ここでは、ミュージアムを含めた文化財担当部署が実際にどのような業務を行っているのかを確認すべく、恩納村における文化財保護行政と恩納村博物館の業務展開について、平成27年度(2015)を事例に取り上げて概観する⁸⁾。

(1) 恩納村の文化財保護行政の体制など

恩納村において文化財保護行政業務は、教育委員会社会教育課の所管である。教育長・社会教育課長・博物館長・文化係(係長)・文化係(文化財担当)・埋蔵文化財調査嘱託員2名・現地調査臨時職員4名の職員体制により、文化財の指定、調査研究及び保護活用に関すること、指定文化財の管理に関すること、文化財保護審議会に関すること、史跡整備市町村協議会に関すること、著作権に関すること、伝統芸能に関すること、ほか文化財事務に関することなどを業務担当している。なお、文化財保護業務関係の諮問機関である恩納村文化財保護審議会と万座毛

Oct. 2020

文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察

の保存管理計画策定のための万座毛内の沖縄県指定文化財保存管理計画策定委員会が設置されている。

(2) 恩納村の文化財保護行政の業務展開

平成27年度(2015)に関しては、以下のような業務展開がなされている。

①国庫補助事業(村内遺跡発掘調査等事業)

文化庁補助事業である。16件を数える試掘調査・確認調査・分布調査・予備調査などを実施している。

②国頭方西海道保存修理事業(災害復旧)

文化庁補助事業である。国史跡国頭方西海道のき損箇所(山田谷川の石碕・寺川碕一帯など)の修復工事などを実施している。

③万座毛保存管理計画策定事業

万座毛内の沖縄県指定文化財保存管理計画策定委員会委員を委嘱し、委員会を1回開催している。また、航空写真をもとに伐採を伴わない地形測量を実施している。

④各種委員会の開催

恩納村文化財保護審議会を平成27年(2015)10月2日・平成28年(2016)2月9日に開催している。万座毛内の沖縄県指定文化財保存管理計画策定委員会を平成28年(2016)2月18日に開催している。

また、加盟する国頭地区文化財行政連絡協議会にかかる総会・研修会・事業(パネル展)を実施している。

⑤各種文化財調査

開発等に関する文化財調査(文化庁補助事業による試掘調査・確認調査・分布調査・予備調査などの他、開発に伴う小規模な文化財の有無確認・天然記念物や絶滅危惧種や地質鉱物の調査など)、文化財の有無照会の対応(開発に伴う文化財照会や各種協議に伴う調整や問い合

せなど)、資料整理(遺物・図面・写真など、調査で得た資料の整理)、自然調査(万座毛周辺整備事業に伴う開発予定地の自然調査)、名嘉真の民俗芸能記録保存事業(名嘉真地区の豊年祭の映像記録の制作・報告)、中泊按司墓民俗調査(墓内の厨子配置や厨子甕などの調査)、富着沖採集の碇石の調査・寄贈(富着タイガービーチ沖で引き上げられた碇石の調査後、寄贈を受けた)、瀬良垣インディーバナリ島の化石調査・国頭方西海道災害復旧確認調査・戦争遺跡保護目的調査・赤間の炭焼窯群調査など、多岐にわたる文化財調査を実施している。

⑥文化財普及事業

文化財めぐり等(歴史ロードを歩こう事業・恩納村文化財めぐり)、文化財普及展示会(文化財普及展示会「山田城跡」展・やんばるの戦争遺跡in恩納村)、文化財講座等(中泊小学校6年生歴史ロード探検・恩納村文化財案内人 道の会研修会講座・職場体験受け入れ・恩納小学校恩納村内歴史体験・かりゆしホテル沖縄新人職員研修・教職員10年目研修)、広報等活用(広報「おんな」において記事を掲載)、文化財の問い合わせへの対応(文化財に関連する相談など)を実施している。

⑦文化財整備

国史跡国頭方西海道の災害復旧事業。修復箇所の設計や整備方針の検討などを行っている。

⑧文化財維持管理業務

文化財清掃(国史跡国頭方西海道や仲泊遺跡や万座毛の清掃など)、文化財パトロール(台風通過後の点検巡回など)、文化財使用(文化財の使用に関する問い合わせや25件の使用申請の調整・手続きなど)、現状変更申請等(工事に伴う現状変更手続きなど5件)、修繕等(仲泊遺跡の転落防止策の修繕など)を実施している。

⑨文化財指定への取り組み

村指定文化財候補調査、村指定業務、国登録

有形文化財など、文化財指定に関する取り組みを実施している。

⑩文化財関連刊行物の刊行

文化財に関連する刊行物を刊行している。当該度は『恩納南バイパス 1 工区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ 谷茶の生産遺跡群』を刊行している。

⑪その他

博物館や文化財行政などに関係する会議・研修会に参加している。

(3) 恩納村博物館の概要

恩納村博物館は、平成13年(2001)5月1日に開館した。沖縄県恩納村字仲泊地内に所在する。また、図書情報フロアと観光情報フロアを有する恩納村文化情報センターと隣り合う。お土産・特産品・グルメなどが集結する観光客に人気の施設である、おんなの駅「なかゆくい市場」が東側に位置する。

恩納村博物館は、村直営で管理・運営がなされており、館長・文化係長(兼文化財保護行政)・学芸担当・嘱託職員という職員体制が取られている。また、学校教育や社会教育関係者、学識経験者など5人以内を定数とする恩納村博物館運営協議会が設置されている。

入館者数は、平成13年度(2001)は10,514人、平成14年度(2002)は8,061人、平成15年度(2003)は9,032人、平成16年度(2004)は7,746人、平成17年度(2005)は6,959人、平成18年度(2006)は6,558人、平成19年度(2007)は5,729人、平成20年度(2008)は4,787人、平成21年度(2009)は6,625人、平成22年度(2010)は5,136人、平成23年度(2011)は5,316人、平成24年度(2012)は6,640人、平成25年度(2013)は6,309人、平成26年度(2014)は5,755人、平成27年度(2015)は12,439人を数える。

(4) 恩納村博物館の業務展開

恩納村博物館では、「企画展」・「講座」・「教

育普及等」と大きく3つのコンテンツで業務を展開している。平成27年度(2015)に関しては、以下のような業務展開がなされている。

【企画展】

①文化情報センターオープニング記念展示会「古地図と写真からたどる恩納村」

博物館所蔵資料である古地図や写真パネルの展示を通して、恩納村の変遷を紹介するものである。「年々変わっていく恩納村について、今後残したい風景やどのように変わっていくのかを思い描いてもらえるきっかけ⁹⁾」を提供したいという学芸サイドの気持ちが込められた企画展示である。

開催期間：平成27年(2015)4月21日～平成27年(2015)5月17日

来場者数：1,083人

②慰霊の日特別展「沖縄戦 70年目の記憶 ～語り継がれる恩納村(うんな)のイクサユー」

恩納村内の戦争体験者の記憶・記録を中心とした資料を通して、戦争当時の様子などについて知り、平和教育に資することを目的として開催されたものである。「今後何を伝えていかなければならないかについて改めて考える機会¹⁰⁾」を提供したいという学芸サイドの気持ちが込められた企画展示である。

開催期間：平成27年(2015)6月13日～平成27年(2015)6月28日

来場者数：852人

また、関連する事業として、朗読サークルによる平和朗読「おきなわ 島のこえ」が、平成27年(2015)6月28日に開催された。来場者は52名であった。

③企画展「海に見える博物館、うんな工芸展 2015～やちむん・琉球ガラス・うるし～」

恩納村を拠点に活動する7名の陶芸家・3つの琉球ガラス工房・1名の漆工芸家のすぐれた作品の紹介を通じて、沖縄の伝統工芸と現代の工芸への理解を深めることを目的として開催さ

Oct. 2020 文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察

れたもの。

開催期間：平成27年(2015)7月7日～平成27年(2015)7月20日

来場者数：634人

また、関連する事業として、「琉球ガラスアクセサリー作り」が、平成27年(2015)7月11日・20日に開催された。参加者は19名であった。「漆喰シーサー作り体験」が、平成27年(2015)7月11日・12日に開催された。参加者は7名であった。

④企画展「恩納村の地形と地質」

近年、刊行された『恩納村誌 第1巻自然編』に報告された調査の成果について公開することを目的として開催されたもので、恩納村の概観(気温・降水量・地理的特徴など)・恩納村の地形(陸部・海岸部の石灰岩地形など)・恩納村の地質(琉球層群などの地層・顕微鏡による標本観察など)・「石」のある生活(恩納村博物館が所蔵する考古資料や民俗資料の展示など)をコンテンツに構成された。

開催期間：平成27年(2015)7月28日～平成27年(2015)9月27日

来場者数：2,261人

⑤沖縄県芸術文化祭写真選抜展

沖縄県芸術文化祭に出展された写真作品のうちの受賞・入賞作品など、合計77点を展示したものである。なお、当該展示は東村立山と水の生活博物館とともに移動展示として開催されたものである。

開催期間：平成27年(2015)12月8日～平成27年(2015)12月20日

来場者数：371人

【講座】

①自然観察会「恩納村の地形と地質」

企画展「恩納村の地形と地質」に合わせて開催された。『恩納村誌 第1巻自然編』の調査員・執筆者の現地案内により恩納村の地形と地質への理解を深める機会を提供するものである。

「展示室では展示できない地層や地形、岩石などを見たり、触ったり」¹¹⁾することを顕著に意識した解説会である。

開催日：平成27年(2015)8月16日

※8月16日は大雨警報により展示室での解説会に変更し、自然観察会は30日に延期された。

参加者数：17人

②恩納村博物館講座「パーキ作り」

恩納村博物館において3回目の開催となる「竹かご作り(民具)」の講座である。講師の指導により、竹をナタなどを使って加工し、竹かごを編んでいく一連のプロセスを体験してもらうプログラムである。なお、「前回までの受講者にも講座への参加を呼び掛けし、製作や講師の指導の補助などをととして、パーキ作りの技術の習熟」¹²⁾という伝統技術の継承という観点も意識されている。

開催日：平成27年(2015)11月28日・29日

参加者数：15人

③平成27年度沖縄県芸術文化祭・写真選抜展 関連講座「作品講評会」

恩納村博物館において、平成27年(2015)12月8日～平成27年(2015)12月20日の期間で開催された沖縄県芸術文化祭写真選抜展の作品の講評会を開催したものである。

開催日：平成27年(2015)12月13日

参加者数：25人

【教育普及等】

①職場体験受け入れ

恩納村内の中学校から職場体験学習の受け入れを行っている。

受入日：平成27年(2015)6月25日・26日

生徒数：1人(中学校2年生)

②「総合的な学習」支援

恩納村内の中学生が「地域の博物館の役割」などをテーマに職員へインタビュー調査を行っ

たものである。

訪問日：平成27年(2015)10月1日

生徒数：1人(中学校3年生)

③博物館実習生の受け入れ

学芸員資格取得にかかる「博物館実習」の実習生を沖繩県内の大学から受け入れたものである。

受入期間：平成27年(2015)8月11日～25日

学生数：1人(大学4回生)

④村内教職員研修

恩納村内の小中学校教職員を対象に研修会を行なったものである。

研修日：平成27年(2015)7月24日

参加者数：15人

また、10年目経験者研修として恩納村内の中学校教諭を受け入れている。

研修日：平成27年(2015)8月18日

参加者数：1人

(5) 小結

以上、平成27年度(2015)における恩納村における文化財保護行政と恩納村博物館の業務展開について概観した。限られた人数の中で、文化財保護業務や博物館業務について、教育、普及啓発、地域などを意識しながら多岐にわたる業務をしっかりと展開していたことを確認することができたが、観光に特化した事業展開は見られなかった。

IV 観光振興への意識

恩納村におけるミュージアムを含めた文化財担当部署の担当者へヒアリング調査を実施した。約60分間実施した調査では、多くをお答えいただいたが、本稿では、観光振興に関してお答えいただいた内容について、整理して記すこととする¹³⁾。

□観光振興への意識

恩納村は観光立村なので観光のことは考えて仕事をしている。役場のどの部署も大なり小なり観光を考えている。

□観光担当部署への意識(施設の例をあげながらご説明くださった箇所から)

図書館・観光情報発信施設(観光フロアー)・博物館が併設しているが、博物館をどこにつくるかの議論の中で文化と観光は近い方が良いのではないかと併設された。観光フロアーは商工観光課で、施設は社会教育施設というように、両方で連携を図り、協力して運営している。

文化は観光資源という意識がある。文化と保護と活用。持続可能な活用方法を模索するというスタンスである。

□各々の業務にみる観光振興への意識(ヒアリング中、水中文化遺産と万座毛の例をあげながらご説明くださった箇所から)

恩納村は海中にも埋蔵文化財包蔵地がある。水中文化遺産の調査を行っている。もちろん、保存・保護が大前提だが、可能ならば、活用していきたい。新たな観光資源になり得るという考えがある。

万座毛は県指定名勝、天然記念物。年間30万人と観光客も多い。村内でも琉球村と万座毛が著名。県内でも有数の観光地。観光と文化財を一体化して公開活用を図ろうとしている。ただし、文化財に影響があってはならないので保存管理計画を策定。保存・保護を前提に、適切に活用していく。

□観光事業者との関係

ボランティア養成講座に関して、ホテルコンシェルジュに呼びかけたことがある。バスガイドの講習会も引き受けた経験がある。

また、「お客様がこういうところへ行きたいとおっしゃっている」など、ホテルからの問い合わせがある。

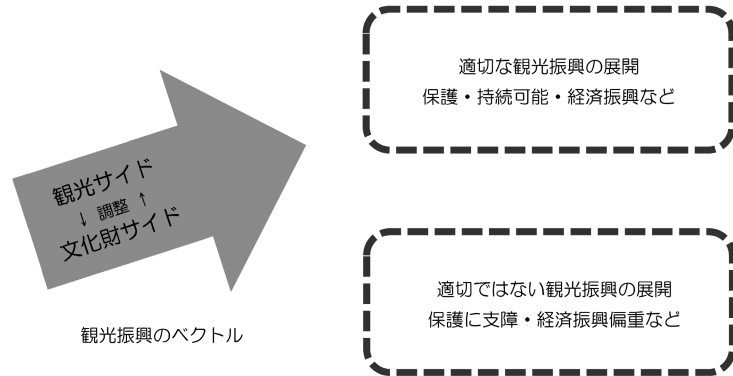


図1 恩納村の文化財担当部署の観光振興への意識（ヒアリング調査から受けた印象）

以上、恩納村におけるミュージアムを含めた文化財担当部署の担当者へヒアリング調査を実施して、観光振興に関してお答えいただいた内容について整理した。結果、観光地であるという地域性のもと、当然、観光振興への意識は持っており、観光振興を適切に展開していくために、保存・保護・持続可能という観点からコミットしている様が確認できた。

また、水中文化遺産の話からは、新たな観光資源になり得る可能性を読み取るなど、観光振興に関する積極性、創造性を持していることも確認できた。

一般論ではあるが、観光振興という点、どうしても、開発行為に対する文化財保護行政のような、対岸的なまなざしで思考してしまいがちな感を受ける。しかしながら、今回のヒアリング調査からは、観光振興における文化財サイドと観光サイドのベクトルは同じである、すなわち、観光振興を進めようとする意識は同じであり、対岸的ではなく、関連的なまなざし、ときには主体的なまなざしをもって観光振興へコミットしていくという意識が文化財サイドには存在するのではないかという印象を受けた。

そして、その同じベクトルの中で、ベクトルが適切な方向へ向かうために、保護・保存・持続可能を前提に、アクションするという役割を担おうとしているような印象を受けた。【図1】

V 『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』と『恩納村第3次観光振興計画』にみるミュージアムを含めた文化財担当部署の役割と期待

ここでは、ミュージアムを含めた文化財担当部署に、どのような役割が期待されているのかについて確認するために、『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』と『恩納村第3次観光振興計画』という地域づくりや観光振興に関する村の計画を取り上げる¹⁴⁾。

(1) 『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』にみるミュージアムを含めた文化財担当部署の役割と期待

恩納村は、温暖な黒潮の影響のもとに育まれたサンゴ礁の広がる美しい海とともに歴史を刻んできた。この美しい海を中心とする自然環境によって、我が国有数のリゾート地としての発展を遂げてきた。しかしながら、近年は、サンゴを食するオニヒトデの大量発生や赤土の流出、海水温上昇などを要因として、サンゴの減少が認められる。

このような現状を受けて、「村民一人ひとりの自然環境に対する意識の向上を図り、本村の豊かな自然環境の保存と育成を行い、地域資源を活かした「恩納ブランド」の確立に向けた「サ

「サンゴの村宣言」プロジェクト¹⁵⁾へ取り組むことを決めて、平成30年(2018)に「サンゴの村宣言」を行っている。

サンゴの村宣言
～世界一サンゴにやさしい村～

恩納村は、風光明媚な自然環境に恵まれ、穏やかな暮らしぶりとともに国内有数の観光リゾート地として成長してきました。

健全で豊かな自然環境の保全は、村民が健康で文化的な生活を営む上でも重要であり、この恵まれた自然環境を次世代に引き継いでいくことは、私たちの責務でもあります。私たちは、改めて自然の恩恵なしでは生きていけないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、行政・村民・事業者が一体となった、環境負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築に向け、自然環境に優しい地域づくりを目指すため、ここに恩納村を「サンゴの村」とすることを宣言します。

2018年7月21日
恩納村長 長浜善巳

また、宣言するにあたり、豊かな自然環境の保全が村民の健康的・文化的な生活には重要であること、自然環境を次世代に引き継ぐ責務があること、観光リゾート地として成長・発展していくために豊かな自然環境は不可欠であることなどの観点から、「サンゴ」をキーワードとして持続可能性のある自然環境にやさしい地域づくりを目標として「サンゴのむらづくりに向けた行動計画」を策定している。

この行動計画は、「優しさと誇り」・「人づくりと協働」・「交流と活力」・「共生と持続」という4つの基本理念とそれに基づく活動内容案という内容でまとめられている。なお、活動内容案は、「優しさと誇り」については「普及啓発に関する事業」、「人づくりと協働」については「人材育成に関する事業」、「交流と活力」について

は「産業振興に関わる事業」、「共生と持続」については「環境保全・事業継続に関わる事業」というように、4つの基本理念のもと、各々の事業展開が想定されている。

この行動計画において、ミュージアムを含めた文化財担当部署に関する活動内容案を抽出すべく、社会教育課のそれを確認したところ、社会教育課には、以下のような活動内容が求められていた。

□「優しさと誇り」普及啓発に関する事業

①名称：施設の名称(愛称)

内容：赤間運動場等の名称をサンゴ関係名称へ変更する

②名称：かりゆしウェア製作事業

内容：デザインにサンゴ柄を取り入れ、風化サンゴの粉末を練りこんだ生地を使用した、かりゆしウェアとジャケットを製作。恩納村文化情報センターの制服として使用し、夏はかりゆしウェア、冬はジャケットを着用。また、職員一般用に低廉な価格のかりゆしウェアの製作も行う。

③名称：デジタルコンテンツ導入事業

内容：サンゴ育成のアプリケーションを開発し、デジタルコンテンツを文化情報センターに設置。来館者に餌やり等の体験をしてもらい、サンゴへの興味関心を高め、自然保護思想の啓発を図る。

□「人づくりと協働」人材育成に関わる事業

①名称：恩納村子ども会ジュニアリーダー研修及びその他子ども会事業での講習

内容：ジュニアリーダー研修等において、漁協とタイアップし事業の説明及びサンゴについての講習等を実施する。

・サバイバルキャンプ

Oct. 2020

文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察

- ・受講者に対し、関連グッズ等を配布する。
- ・各単位子ども会へサンゴ苗の植え付け事業
- ・子どもフェスティバルでの事業説明および講習

②名称：絵本製作事業

内容：サンゴに関する学習会を行い、サンゴに関する絵本製作のワークショップを行う。製作された絵本の中から大賞の選出及び出版を行い、サンゴの村宣言の普及啓発に活用する。

③名称：サンゴや海辺の生き物に関する学習会の開催

内容：村民一般向けにサンゴや海辺の生き物に関する学習会や観察会、サンゴの苗づくり等を実施する。

④名称：サンゴの写真展・パネル展示等の開催

内容：サンゴの写真展やパネル展を各施設で開催（巡回）し、サンゴの村をPRする。世界のサンゴの写真はもちろん、恩納村の海に生息しているサンゴの写真や植え付けしている様子の写真も展示する。そのことによって保育所のお迎え時や、授業参観等で保護者も見ることができる。

⑤名称：サンゴや海に関する展示施設の整備

内容：サンゴや海に関する解説や展示を行う施設を整備する。さらにICTの活用等によって、海に潜ることができない方も海の中を体感できるよう展示の工夫を行う。

このような社会教育課の活動内容案から、社会体育関係や青少年関係などに該当すると想定される活動内容を除き、文化財担当部署が関わることが想定される事業を抽出すれば、概して以下のようになると考えられる。

□「優しさと誇り」普及啓発に関する事業

③デジタルコンテンツ導入事業

□「人づくりと協働」人材育成に関わる事業

②絵本製作事業、

③サンゴや海辺の生き物に関する学習会の開催

④サンゴの写真展・パネル展示等の開催

⑤サンゴや海に関する展示施設の整備

なお、「交流と活力」産業振興に関わる事業と「共生と持続」環境保全・事業継続に関わる事業については、担当課としての記述は見当たらなかった。

このように、『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』において、ミュージアムを含めた文化財担当部署に活動を求める内容は、これまでにない新たな何かを求めるのではなく、その特性の範囲内でできることを要求するものであることが確認された。

なお、恩納村博物館は「サンゴの村宣言」を受けて、平成30年度（2018）に「サンゴ礁が育んだ恩納村の暮らし展」とタイトルされた企画展を開催しているが、企画展の開催は、恩納村が、サンゴ礁が広がる海とともに歩んできたということを示すという手法で披露しながら、「サンゴの村宣言」を宣言することの正当性や必要性を広く示したことになったものであると考えられる。すなわち、恩納村博物館は、その特性を活かして地域づくり、ひいては観光振興にコミットしているということである。このことは、当該企画展において刊行された図録の「展示会後記」に、「今回、「サンゴの村宣言」を受けて恩納村文化財普及事業の中でどのように取り上げ、サンゴをテーマにどのような展示会ができるか試行錯誤の結果、本展示会を開催することになりました」、「本展示会がサンゴが育んだ恩納村の文化財の保護とサンゴへの理解と私たちの豊かな海を守る取り組みへのご理解をいただければ幸いです」¹⁶⁾という文言からも明らかである。

(2)『恩納村第3次観光振興計画』にみる ミュージアムを含めた文化財担当部署 の役割と期待

平成29年(2017)3月に『恩納村第3次観光振興計画』が策定されている。この観光振興に関する計画は、平成29年度(2017)から令和8年度(2026)の10年間を計画期間とするもので、2章の「観光振興計画の将来像と方策」において、「風と光が流れ 時を忘れる村 恩納村」という将来像を披露しながら、1)豊かな地域資源の活用、2)誰もが安全・安心で快適に過ごせる環境づくり、3)観光PRの強化及び人材育成という、3つの柱と基本目標や数値による目標指標について記述する。また、続けて、個別施策等の展開という項目を設け、以下のようなテーマごとにアクションプランを整理している。

1) 豊かな地域資源の活用

- ①地域資源を活用した新たな観光メニューの開発
- ②リゾートウエディングの推進
- ③自然資源や歴史文化資源等を活用した周遊マップ等の整備
- ④地域資源を活用したメニューや特産品の開発及び恩納ブランドの創設
- ⑤各種イベントの開催
- ⑥域内調達率の向上及び販路拡大

2) 誰もが安全・安心で快適に過ごせる環境づくり

- ①観光インフラの整備
- ②観光リゾート地にふさわしい景観の形成
- ③環境の保全及び育成
- ④観光施設等における危機管理体制の整備
- ⑤誰にでも優しい観光リゾート地の形成
- ⑥スポーツ合宿の誘致

3) 観光PRの強化及び人材育成

- ①効果的なPRの推進とプロモーションの拡充

②情報提供機能の強化

③観光大使やサンゴ大使の任命

④観光産業に関わる人材の確保及び育成

⑤村民を対象としたふるさと学習や観光教育の推進

これらのアクションプランのうち、ミュージアムも含めた文化財担当部署が想定される社会教育課に関する記述を確認すると、以下のようなアクションプランが見出せる。

なお、これらは社会教育課にのみ役割を求めるのではなく、1)豊かな地域資源の活用の③自然資源や歴史文化資源等を活用した周遊マップ等の整備については商工観光課、3)観光PRの強化及び人材育成の②情報提供機能の強化については総務課と商工観光課、3)観光PRの強化及び人材育成の⑤村民を対象としたふるさと学習や観光教育の推進については、商工観光課と学校教育課にも役割を求めるなど、複数の部署で取り組みを進めていくことが求められている。

1) 豊かな地域資源の活用

③自然資源や歴史文化資源等を活用した周遊マップ等の整備

○国頭方西海道の整備や案内サインの設置、集落内の歴史資源等を活用した散策マップの作成等、本村の歴史文化資源を活かした散策ルート環境整備を行います。

○村民や観光客等から意見を募り、本村の優れた眺望ポイントを選出した「恩納村おすすめ風景20選」の作成を行います。

○地域との連携による散策ルートの設定や集落環境の維持・保全を図るフットパスを推進します。

○本村の自然資源や歴史文化資源等を活かした各種マップ等の情報発信を行います。

3) 観光PRの強化及び人材育成

②情報提供機能の強化

○ホームページの充実を図り、観光情報の発

信を行います。

- 文化情報センター・観光情報フロアにおいて観光客を中心に観光情報の提供を行うとともに、観光客等に対し書籍の貸出等を行う等、多様な情報提供を行います。
- ホームページや各種観光関連情報の多言語化を行い、外国人観光客への情報提供サービスの強化を行います。
- 村内事業所のイベントの告知を行います。

⑤ 村民を対象としたふるさと学習や観光教育の推進

- 村民が地域や観光産業について学ぶことができるよう、講座の開催等を行います。
- 学校教育において、地域資源を活かした体験メニューを取り入れる等、児童生徒が自らの地域について学ぶ機会の提供を行います。
- 村民一人ひとりがおもてなしの心で観光客に接することができるよう、『うとういむち運動』を展開します。
- 観光産業が地域にどのような影響を与えているかを分かりやすく解説を行う、リーフレットの作成を行います。

以上が、恩納村における平成29年度(2017)から令和8年度(2026)の10年間の観光振興の展開において、ミュージアムも含めた文化財担当部署に求められている役割であるが、他にも、商工観光課・総務課・学校教育課などが列記されており、協力しながらの分担が求められている。アクションプランは、各々の特性を活かして関わり合うことで、成し遂げられるということであろう。

(3) 小結

以上のように、ミュージアムも含めた文化財担当部署にどのような役割が期待されているのかについて確認すべく、『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』と『恩納村第3次観光振興計画』という地域づくりや観光振興に関する村

の計画を取り上げて概観した。

その結果、我が国で有数の観光地だからと言って、ミュージアムを含む文化財担当部署に観光にかかる特別な役割やアクションを求めている顕著な様相は認められなかった。また、単独で何か特別なアクションを求めている様相も認められなかった。

VI まとめ

以上、観光立村である恩納村における文化財保護行政業務と恩納村博物館の業務展開について概観し、担当職員へのヒアリング調査について確認した。前者については、観光者を顕著に意識した特別な業務展開が見られた訳ではなかった。限られた人数の中で、文化財保護業務や博物館業務について、教育、普及啓発、地域などを意識しながらの業務展開に注力されていた。しかし、後者からも明らかであるが、日常、観光振興への意識は持っており、自分たちのポジションから観光振興へコミットしていこうという姿勢が読み取れた。そして、『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』や『恩納村第3次観光振興計画』などの地域づくりや観光振興に関する計画について確認したが、ミュージアムを含む文化財担当部署に観光というコンテキストでの特別なアクションなどを求めている訳ではなかった。ここではその特性を活かしてコミットすることを求められていた。

ところで、恩納村博物館設置条例における第2条(設置)の記述は、注目に値する。

(設置)

第2条 博物館活動を通して、教育、文化及び学術の振興を図り、人づくり、村づくりに寄与することを目的に博物館を次のとおり設置する。

多くの市町村立の博物館は設置の目的を「市民文化の向上に資する」、「市民の教育文化の向上に寄与する」、「文化の向上と文化財等の保護

に資する」などと表現する中¹⁷⁾、恩納村博物館のそれは「人づくり」、「村づくり」というタームを用いて、明確に最終地点を表現する。すなわち、「博物館活動により、教育、文化及び学術の振興を図る」ことだけが目的ではない。このことを実現させることで「人づくり」・「村づくり」に貢献する、つなげていくということが目的であることを明確に表徴しているのである。このことは恩納村におけるミュージアムを含む文化財行政へ向けられた、「その特性でもって地域づくりや観光振興を支えて欲しい」というまなざしそのものであるように考えられる。

かつて、筆者は、ミュージアムに関する論考の中で、「そもそも、地域資源はそのままでは観光資源として成立し得ない。観光資源は、地域資源に地域の創意工夫を加えて、魅力ある観光資源（観光対象）として育て上げられるものである。したがって、博物館は、この「地域の創意工夫」に積極的に関わりをもつべきであると考えられるのである」¹⁸⁾と主張し、脚注において、「このことについては、自治体の観光部局や観光産業の関係者などにも認識されるべきである」¹⁹⁾と述べている。また、「自治体の観光担当部署、観光やまちづくりに関係する組織・団体においても史跡や遺跡を有効に観光資源として活用するには、博物館が不可欠であるということが認識されるかどうか、遺跡の観光資源化の在り方に大きな影響を与えることが想像される」²⁰⁾と述べている。

このことは、OECD（経済協力開発機構）・ICOM（国際博物館会議）の「地域発展においてミュージアムは主流化するためには、地域発展に携わるすべてのステークホルダーが、ミュージアムの持つ創造的発展と社会変革の潜在力を認識する必要がある」²¹⁾という思考と同義であり、ミュージアムは、また、文化財担当部署は、地域から不可欠な存在として期待のまなざしを持て見られる必要があるということである。すなわち、ミュージアムを含む文化財担当部署を取り巻く周囲のステークホルダーが、観光振興や地域づくりにおいて、その存在の重要性を

いかに認識することができるのかがポイントであると考えられる。

もちろん、ミュージアムを含む文化財担当部署発信の独自の観光アクションも想定され得るし、専門的知識に裏打ちされた興味深く、魅力的なコンテンツの出来あがり想像でき、一考の余地は十分にあると考えられる。しかしながら、まずは取り巻くステークホルダーが観光振興の展開を思考・実践する上で、ミュージアムを含めた文化財担当部署が不可欠な存在であると認識すること、比喩すれば、「養分バランスの良好な観光土壌の形成に有効に機能する」というまなざしを持って周囲に捉えられることが第一歩であるのではないかと考えられる。すなわち、その専門性、特性こそが観光振興を支えるものであると認識される必要があると考えられるのである。

そして、このことは、観光振興を適切に展開していくために、保存・保護・持続可能という観点から、アクションへの関連的なまなざし、ときには主体的なまなざしをもってコミットしていくというミュージアムを含む文化財担当部署の意識により形成される可能性を指摘しておきたい。

謝 辞

恩納村教育委員会・恩納村博物館文化係長の崎原恒寿氏には、ご多忙中、多くをご教示いただきました。恩納村教育委員会埋蔵文化財現地調査業務嘱託職員の仲村善洋氏にも、お世話になりました。また、沖縄県立埋蔵文化財センターの瀬戸哲也氏には、この恩納村の調査をはじめ、沖縄県内における博物館や文化財調査の調整をしていただきました。

勉強させていただきました。みなさん、ありがとうございました。記して感謝します。

付 記

本研究はJSPS科研費・課題番号19K20574・課題名「ミュージアムの特性を活かした「観光プログラム」の構築に関する研究」の研究成果の一部である。

注

- 1) 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」第2条。

- 2) 前掲注1) 第4条～第17条。
- 3) 本稿は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律によるケースに限定した考察ではなく、広く各地で取り組まれている文化観光について意識するものである。
- 4) 沖縄県ホームページ「産業の内訳」
<https://www.pref.okinawa.jp/index.html>
(2020.06.29 アクセス)
- 5) 本稿は、あくまでもケーススタディの1つである。美しいビーチにリゾートホテル、シュノーケリングなどの多彩な海のアクティビティ、全国的に知られた沖縄の食魅力など、観光目的に事欠かないこの地の在り方が、他の多くの地域にそのまま当てはまるとは考えていないが、イベントなどの限定的な業務展開ではなく、日常、観光振興への意識を持って業務を展開しているという観点からは、参考となるべき点が抽出されるのではないかと考えている。
- 6) 恩納村ホームページ
<https://www.vill.onna.okinawa.jp/index.php>
(2020.06.13 アクセス)
- 7) 「(2) 恩納村の歴史的環境」については、下記資料を参考に記述した。
恩納村博物館『国指定40周年記念 恩納村博物館開館15周年記念 仲泊遺跡展—時代と共にあゆむ遺跡の歴史—』2016年。
恩納村教育委員会『沖縄県指定 名勝・天然記念物 万座毛保存管理活用計画書』2018年。
- 8) 「3 文化財保護行政と恩納村博物館の業務展開」については、下記資料を参考に記述した。なお、本稿では、入手できた資料のうち、最新年度である平成27年度(2015)を取り上げて記述しているため、例えば、職員体制など、令和2年(2020)現在とは内容が異なるところがある。
恩納村博物館『恩納村博物館年報』平成26・27年度 2017年。
- 9) 前掲注7) 32ページ。
- 10) 前掲注7) 32ページ。
- 11) 前掲注7) 36ページ。
- 12) 前掲注7) 36ページ。
- 13) 恩納村教育委員会・恩納村博物館文化係長の崎原恒寿氏にお話を伺った。なお、ヒアリング調査は、2019年12月14日に恩納村博物館において実施した。
- 14) 「5『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』と『恩納村第3次観光振興計画』にみるミュージアムを含めた文化財担当部署の役割と期待」については、下記資料を参考に記述した。
恩納村ホームページ「『サンゴの村』を宣言しました！」
<https://www.vill.onna.okinawa.jp/politics/>
1508724757/1533013217/
(2020.06.30 アクセス)
恩納村ホームページ『サンゴのむらづくりに向けた行動計画』
https://www.vill.onna.okinawa.jp/userfiles/files/sangonomurakoudoukeikaku_1.pdf (2020.06.30 アクセス)
恩納村ホームページ『恩納村第3次観光振興計画』
<https://www.vill.onna.okinawa.jp/politics/plan/1495067192/> (2020.06.30 アクセス)
全国町村会ホームページ「沖縄県恩納村／農水産業と観光産業が融合する村「サンゴの村宣言」プロジェクトで持続可能なむらづくり」
<https://www.zck.or.jp/site/forum/18852.html>
(2020.06.30 アクセス)
- 15) 全国町村会ホームページ「沖縄県恩納村／農水産業と観光産業が融合する村「サンゴの村宣言」プロジェクトで持続可能なむらづくり」
<https://www.zck.or.jp/site/forum/18852.html>
(2020.06.30 アクセス)
- 16) 恩納村博物館文化係文化財担当「展示会後記 展示会を開催して」『平成30年度恩納 村文化財普及啓発事業 サンゴ礁が育んだ恩納村の暮らし展』図録2018年。
- 17) すべてを確認した訳ではないが、例えば、大阪府下の市町村立のミュージアムの設置条例の「設置」の条には以下のような設置目的が記されている。
□能勢町けやき資料館の設置及び管理に関する条例(平成16年)「資料館は、国の天然記念物「野間の大けやき」に関する資料等を展示及び情報発信し、生涯学習の場、地域振興の場として、文化意識の向上、地域の活性化を図ることを目的とする」。
□豊野町郷土資料館設置条例(昭和62年)
「郷土を中心とした歴史、考古、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して住民の文化向上に資するため」。
□島本町歴史文化資料館設置条例(平成15年)「郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を展示し、及びその活用を図り、住民の郷土理解と文化的向上に資するため」。
□箕面市立郷土資料館条例(平成元年)
「資料館は、郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料を収蔵し、展示して市民の利用に供し、もって市民の郷土理解と文化的向上に資することを目的とする」。
□吹田市立博物館条例(平成4年)
「考古、歴史、民俗、美術工芸等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供し、その教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的として」。
□茨木市立文化財資料館条例(昭和58年)

「郷土を中心とした歴史資料、考古資料、民俗資料等の保存及び活用を図り、もって市民の教養の向上と文化の発展に資するため」。

□高槻市立自然博物館条例(平成27年)

「高槻の自然に関する資料の収集、保存及び展示並びに調査研究及び普及活動を行い、もって市民の文化と教養の向上及び学術の発展に資するため」。

□枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館条例(昭和59年)「鋳物その他の民俗文化財に関する資料を収集し、保存し、調査し、及び研究するとともに、これを広く市民に展示し、並びに市民に民俗工芸品の制作活動の場を提供することにより、文化財に親しむ環境を整備し、もって本市における文化活動の発展に資するため」。

□寝屋川市立埋蔵文化財資料館条例(昭和56年)「寝屋川市に關係する埋蔵文化財等の資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、もって市民の文化的向上に資するため」。

□四條畷市立歴史民俗資料館条例(昭和60年)「郷土を中心とした考古資料、歴史資料及び民俗資料を収集し、調査研究を行い、これらの資料を保管・展示して市民の利用に供するとともに市民文化の向上に資するため」。

□門真市立歴史資料館条例(昭和63年)

「市内に散在する歴史資料、考古資料及び民俗資料を収集し、保存するとともに、これらを展示して広く市民に公開し、もって市民文化の向上に資するため」。

□大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例(平成23年)「郷土の歴史、文化遺産等に対する市民の理解と認識を深め、もって学術及び文化の発展に資するため、大東市立歴史民俗資料館を設置する」。

□東大阪市立郷土博物館条例(昭和47年)

「郷土の文化的遺産を公共の利用に供し、もって市民の教育文化の向上に資するため」。

□八尾市立歴史民俗資料館設置条例(昭和62年)「市内に散在する美術、古文書、民俗、考古等の文化財及び文化財に係る資料を収集、保存するとともに、展示して広く一般に公開し、文化の向上と文化財等の保護に資するため」。

□安中新田会所跡旧植田家住宅条例(平成20年)「旧大和川の付替えによる安中新田と係わりの深い八尾市指定有形文化財である旧植田家住宅(旧会所継承建物)の活用とこれに関連する資料の展示を通じて郷土の歴史と文化の普及啓発に努め、もって市民文化の向上に資するため」。

□柏原市立歴史資料館条例(平成4年)

「郷土の歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示するとともに、研修の場として市民

の利用に供し、もって市民の文化的向上に資するため」。

□松原市民ふるさとびあプラザ条例(平成5年)「郷土資料、美術映像、書誌及び文化学習に係る情報の提供を行い、並びにこれらの情報交換の場及び発表の場を提供し、もって市民文化の創造と振興に寄与することを目的として」。

□太子町立竹内街道歴史資料館設置条例(平成4年)「郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を収集、調査研究、保存するとともに、一般に展示公開し、住民の教養の向上と文化の発展に資するため」。

□大阪狭山市立郷土資料館条例(平成20年)

「郷土の歴史、考古、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、あわせて調査、研究等を行い、市民の文化的向上に資するため」。

□河内長野市立ふるさと歴史学習館条例(平成22年)「郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保存、調査及び研究をするとともに、これを展示して広く一般に公開し、市民の学習活動の支援及び文化遺産の保護に資するため」。

□千早赤阪村立郷土資料館設置条例(昭和61年)「郷土を中心とした歴史、考古、民俗等に関する資料を収集し、保管し、展示して住民の文化的向上に資するため」。

□堺市博物館条例(昭和55)「歴史、芸術、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、その教養の向上と文化の発展に寄与するため」。

□きしわだ自然資料館条例(平成7年)

「身近な自然の多様さを学び、郷土の自然と自然保護への理解を深め、地球環境や生命についての関心を高めると共に、岸和田の自然について調査研究を行い、併せて各種の資料等を収集蓄積し、市民の活動に資することを目的として」。

□泉大津市立池上曾根弥生学習館条例(平成13年)「史跡池上曾根遺跡を保存するとともに、体験学習や研修を通じて弥生時代の生活と文化を学び、もって市民の学習及び交流を図るため」。

□和泉市いずみの国歴史館条例(平成10年)

「郷土の歴史及び文化財についての市民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため」。

□田尻歴史館設置条例(平成17年)「田尻町の文化の向上及び住民福祉の増進を図るため」。

□泉佐野市立歴史館いずみさの条例(平成8年)「郷土の歴史、民俗について市民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため」。

また、沖縄県下においても、下記に代表されるように、同じような設置目的の記述であったが、

Oct. 2020

文化観光などを進める際の文化財担当部署への期待や意識への一考察

例えば、宜野座村立博物館の設置条例(平成5年)には、「博物館活動を通して教育、学術及び文化の振興を図り、人づくり、村づくりに寄与することを目的とする」という文言で記述されている。また、東村立山と水の生活博物館の設置及び入館料に関する条例(平成15年)にも「博物館活動を通して教育、学術及び文化の振興を図り、人づくり及び村づくりに寄与することを目的とする」という同様の記述が見られ、近隣自治体の設置条例を参考にしていると考えられる。

□今帰仁村歴史文化センター設置及び管理に関する条例(平成7年)「自然、歴史、文化等に関する資料を収集し、保管及び展示して村民をはじめ村外の人々の利用に供するとともに、調査・研究、教育普及活動等に資するため」。

□読谷村立博物館設置及び管理に関する条例(平成30)「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせて博物館資料に関する調査研究を行うため」。

□那覇市立壺屋焼物博物館条例(平成9年)「焼物に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため」。

□宜野湾市立博物館設置条例(平成11年)

「歴史、民俗、考古、芸術、自然科学等に関する資料の収集、保管及び展示をすることにより市民の教育、学術及び文化の向上に資するため」。

□うるま市立資料館条例(平成17年)

「うるま市文化財保護条例第2条に定める文化財及びうるま市並びにその周辺地域にまつわる歴史民俗に関する資料を収集、研究、保存、展示し、市民の知識及び教養の向上を図り、市民文化の発展に寄与するため」。

□宮古島市総合博物館条例(平成17年)

「歴史、民俗、芸術、自然科学等に関する資料を収集し、保管し及び展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するとともに、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究を行うため」。

- 18) 和泉大樹「地域の振興と博物館」『観光資源としての博物館』芙蓉書房出版2016、177ページ。
- 19) 前掲注18) 178ページ。
- 20) 和泉大樹「史跡の活用と博物館—史跡・遺跡の観光資源化への序論—」『阪南論集』人文・自然科学編第52巻(第2号)2017年、52ページ。
- 21) OECD・ICOM「文化と地域発展：最大限の成果を求めて 地方政府 コミュニティ、ミュージアム向けガイド」2019、67ページ。

(2020年7月3日掲載決定)

